

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き

2019年10月23日

厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課、老人保健課、総務課認知症施策推進室

1. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」と記す。）は、保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施します。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

もともとは保険者が地域の実情を把握できるよう独自の調査を実施してきたところですが、これに資する調査票として第5期介護保険事業計画策定時から厚生労働省が調査票などを例示しています。調査項目の選定が容易になると同時に、地域間で円滑に比較しやすくなり、第7期計画策定時には多くの自治体で実施されています。

今回は、第7期計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用して取組の効果を把握する考え方と例を示しましたので、進捗管理に活用するとともに第8期の「取組と目標」の設定につなげていただきたいです。

なお、調査票等は例示ですが、地域の実情を円滑かつ効果的に把握するために活用いただくことを想定しています。

Q1	第6期用、第7期用、第8期用のニーズ調査の違いは何ですか？	→P. 6
Q2	ニーズ調査を活用した介護予防等の「取組と目標」の進捗管理とは、どのような考え方ですか？	→P. 7

2. 調査対象者の設定

調査の趣旨に従い、以下に示す事項について整理する必要があります。

2-1. 地域の高齢者全員（悉皆）か、サンプル（標本抽出）か

地域の実情をより正確に把握するために、高齢者全員に対して調査を実施することが最も望ましいと考えられます。ただし、人口規模が大きい場合等、調査にかかる作業量や費用が大きくなるため、調査の実施自体が困難になることがあります。この場合は、無作為にサンプリング（標本抽出）をして、その結果をもって地域の傾向と見なすこともできます。

Q6	どのようにサンプリング（標本抽出）をしたらよいですか？	→P. 11
Q7	どのくらいのサンプル数（標本数）が必要ですか？	→P. 12

2-2. 調査対象者の総合事業対象者等への該当状況による区分

調査対象となる要介護認定を受けていない高齢者は、身体機能等の違いから

- 一般高齢者
- 介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- 要支援1・2

に区分することができ、それぞれの区分によりニーズ調査の結果の傾向に違いが出るのが想定されることから、ニーズ調査を実施するにあたっては区分できるようにします。

Q9	総合事業対象者等への該当状況は、どのように区別したらよいですか？	→P. 13
----	----------------------------------	--------

3. 調査項目の設定

例示している調査項目は、ニーズ調査を実施する際は必ず含めていただきたい必須項目と、調査の目的や対象者等に応じて適宜、採用すべきかどうかを検討いただくオプション項目からなります。

さらに、介護保険事業計画に定めた介護予防、自立支援、重度化防止の取組（以下「介護予防等の取組」と）と目標の進捗管理に活用するなど、保険者における調査結果の活用目的に照らして、独自の調査項目を設定しても構いません。

Q10 必須項目及びオプション項目は具体的にはどのような内容ですか？	→P. 13
Q12 「問8 認知症にかかる相談窓口の把握について」が新設されたのはなぜですか。	→P. 15
Q13 地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する予定ですが、調査項目の順番、設問文、選択肢を独自に変更してもよいですか？	→P. 15
Q16 調査項目はどのように選定すべきですか？	→P. 17
Q17 ニーズ調査で、介護予防等の取組の参加者への影響を確認したいのですが、調査項目の追加は必要ですか？	→P. 17
(参考) 各調査項目の趣旨について	→参考資料2

4. 調査の実施時期

調査は、3年ごとの状況を採取することを想定しており、8期計画策定に向けては平成31（令和元）年度中に実施いただくことを想定しています。なお、継続的な把握のために毎年度実施するなど保険者の活用目的に応じて適宜実施することは可能です。

5. 調査票の配布

配布方法は、郵送を原則とします。

なお、調査票の配布に際しては、調査票の回収後に標本名簿と照合可能な形式で配布することが重要です。

Q20 調査票回収後の標本名簿との照合について、どのように準備すればよいですか。	→P. 18
Q21 標本となった高齢者が後に要介護認定を受けたかどうか等、介護予防の取組の効果を調査後に検証するためは、どのように準備すればよいですか。	→P. 18
Q22 調査の同意取得は、どのようにすればよいですか？	→P. 19

6. 調査票の回収

調査には締め切りを設定し、適宜、回収状況を確認する必要があります。また、回収率が高くなるように工夫することが望ましいです。

Q24 回収率は、最低、どれくらいが必要でしょうか？	→P. 19
Q25 回収率を上げるためには、どのような工夫が考えられますか？	→P. 19

7. 調査結果の地域包括ケア「見える化」システムへの登録

調査結果は、地域診断支援情報送信ソフトを経由して、地域包括ケア「見える化」システムの指標として登録することができます。第7期用は必須項目のみ登録できる仕様でしたが、第8期用はオプション項目も含めて登録できるようになります。

Q27 調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録するメリットは何ですか？	→P. 20
Q28 調査結果はどのように整理すればよいですか？	→P. 20
Q29 調査結果はどのように地域包括ケア「見える化」システムに登録できますか？	→P. 20

8. 調査結果の活用

調査の目的の一つは地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することです。ニーズ調査結果、その他要介護高齢者向け実態調査や各種データを整理分析するとともに、地域ケア会議等が出た課題や議論を整理したうえで、介護保険事業計画策定委員会等の関係者が集まる場で地域の課題を共有し、対応を検討します。

また、(2)で介護予防等の取組の進捗管理への活用を提案しています。

(1) 調査結果の活用全般に関すること

Q30 他保険者の調査結果を地域包括ケア「見える化」システムで閲覧するには、どうしたらよいですか？	→P. 23
Q15 ニーズ調査の各調査項目の間には、どのような関係があるのですか？	→P. 16
Q33 「物忘れが多い」と感じる方とそうでない方の外出頻度の違いなど、状態に応じた傾向を分析したいのですが？	→P. 25

(2) 介護予防等の取組の進捗管理への活用

第7期計画から記載が必須となった介護予防等の「取組と目標」の進捗管理に活用する手順については、「第8期介護保険事業計画における介護予防等の「取組と目標」の設定の手引き」に掲載されています。こちらを参照するとともに、下記を参考にしてください。

(3) その他の分析例

Q34 調査結果の年齢階級別の比較とはどのようなことですか？	→P. 25
Q35 先行研究で分かっていることには、例えばどのようなことがありますか？	→P. 25
Q37 口腔機能の低下を確認するためには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	→P. 27
Q38 低栄養の傾向を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	→P. 27

Q&A 一覧

Q1	第6期用、第7期用、第8期用のニーズ調査の違いは何ですか？	6
Q2	ニーズ調査を活用した介護予防等の「取組と目標」の進捗管理とは、どのような考え方ですか？	7
Q3	ニーズ調査を実施するためのプロセスはどのような流れですか？	8
Q4	調査対象者はどのような状態の方ですか？	9
Q5	標本調査とはどのような考え方ですか？	10
Q6	どのようにサンプリング（標本抽出）をしたらよいですか？	11
Q7	どのくらいのサンプル数（標本数）が必要ですか？	12
Q8	標本抽出で調査を行った結果から、地域の高齢者全体の状況を把握することはできますか？	12
Q9	総合事業対象者等への該当状況は、どのように区別したらよいですか？	13
Q10	必須項目及びオプション項目は具体的にはどのような内容ですか？	13
Q11	問5に「〔介護予防のための通いの場等について各市町村が使っている名称（通いの場が何種類かある場合は列挙する）を入れる〕など」介護予防のための通いの場が追加されたのはなぜですか。	15
Q12	「問8 認知症にかかる相談窓口の把握について」が新設されたのはなぜですか。	15
Q13	地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する予定ですが、調査項目の順番、設問文、選択肢を独自に変更してもよいですか？	15
Q14	地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する場合には必須項目及びオプション項目の設問文の変更は不可とありますが、我が市では地域包括支援センターを「〇〇介護相談センター」と通称を付けており、そう書かないと通じないため、調査票で文言を「〇〇介護相談センター」に変更して調査します。この場合は、調査の内容や選択肢が変わるわけではないので、地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録してもよいですか。	15
Q15	ニーズ調査の各調査項目の間には、どのような関係があるのですか？	16
Q16	調査項目はどのように選定すべきですか。	17
Q17	ニーズ調査で、介護予防等の取組の参加者への影響を確認したいのですが、調査項目の追加は必要ですか？	17
Q18	ニーズ調査の実施時期はいつですか？	18
Q19	3年間かけてニーズ調査を実施してデータを集めてもよいですか？	18
Q20	調査票回収後の標本名簿との照合について、どのように準備すればよいですか。	18
Q21	標本となった高齢者が後に要介護認定を受けたかどうか等、介護予防の取組の効果を調査後に検証するためには、どのように準備すればよいですか。	18
Q22	調査の同意取得は、どのようにすればよいですか？	19
Q23	調査に回答したくないと問い合わせがあった場合、どのように対応すべきですか？	19
Q24	回収率は、最低、どれくらいが必要でしょうか？	19
Q25	回収率を上げるためには、どのような工夫が考えられますか？	19
Q26	回答がなかった方には、どのように対応すべきですか？	20
Q27	調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録するメリットは何ですか？	20
Q28	調査結果はどのように整理すればよいですか？	20
Q29	調査結果はどのように地域包括ケア「見える化」システムに登録できますか？	20
Q30	他保険者の調査結果を地域包括ケア「見える化」システムで閲覧するには、どうしたらよいですか？	23
Q31	地域包括ケア「見える化」システムには、ニーズ調査以外の指標もありますか？	23
Q32	地域包括ケア「見える化」システムには、事例が掲載されていますか？	24
Q33	「物忘れが多い」と感じる方とそうでない方の外出頻度の違いなど、状態に応じた傾向を分析したいのですが？	25
Q34	調査結果の年齢階級別の比較とはどのようなことですか？	25
Q35	先行研究で分かっていることには、例えばどのようなことがありますか？	25
Q36	運動器機能の低下を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	26
Q37	口腔機能の低下を確認するためには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	27
Q38	低栄養の傾向を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	27
Q39	認知機能の低下を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？	27

参考資料1：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票（必須+オプション項目）	28
参考資料2：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 解説（設問の意図）	43
参考資料3：標本調査を行う場合の具体的な手順について	59
参考資料4：参照条文等	72
参考資料5：先行研究について	74

I. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査とは

Q1 第6期用、第7期用、第8期用のニーズ調査の違いは何ですか？

A 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、地域診断のためのツールの1つとして第5期に「日常生活圏域ニーズ調査」として導入されました。第8期においては、介護予防のための通いの場への参加状況に関する調査項目を追加等するとともに、調査結果の具体的な活用方法を『介護予防等の「取組と目標」設定の手引き』で示しました。

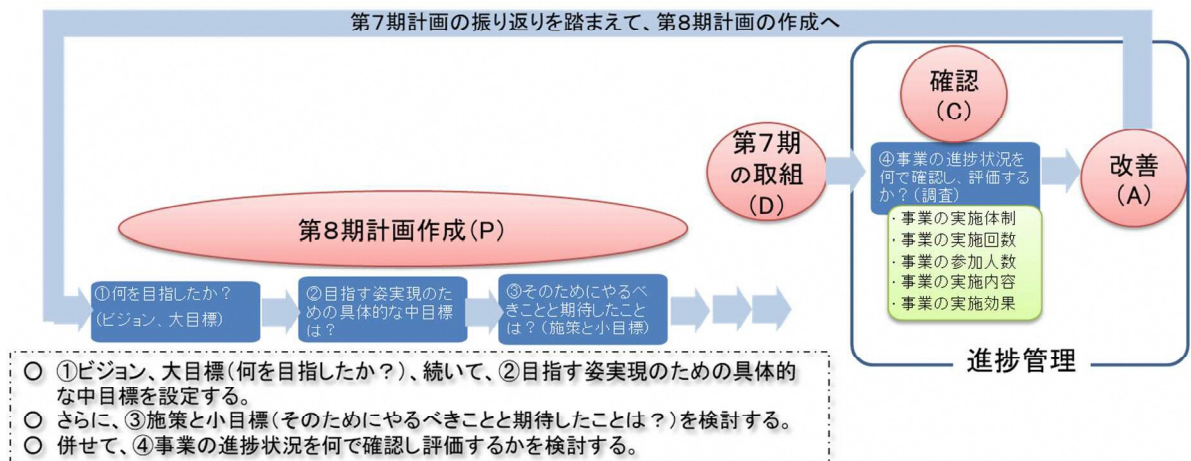
図表 1 第6期・第7期・第8期ニーズ調査の概要

		日常生活圏域ニーズ調査 (第6期用)	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 (第7期用)	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 (第8期用)
目的 (調査票作成段階での想定)		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の身体機能の状況、閉じこもり、認知症等のリスク要因や世帯状況など地域の高齢者の状況を把握した上で、地域が抱える課題に対応したサービスや事業の目標設定を行い、計画に位置づけ、介護保険事業計画策定に活用すること 調査で把握されたリスクのある高齢者に対する介護予防事業への誘導などの支援を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること 介護保険事業計画における新総合事業部分の策定に活用すること 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること
調査対象		特に限定なし (高齢者全般)	要介護1～5以外の高齢者	
調査項目数		96問	必須項目 33問 (見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目 30問	必須項目 39問 オプション項目 27問
設 問 の 内 容	「リスクの発 状況」 の把握	基本チェックリストで設定したものの「虚弱」高齢者を把握する項目 25項目	<ul style="list-style-type: none"> 運動器の機能低下 低栄養の傾向 口腔機能の低下 閉じこもり傾向 認知機能の低下 <small>※うつ予防・支援項目は主観的幸福感とうつ病スクリーニングの二質問法の設問を採用</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必須4項目重複あり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必須13項目 オプション7項目</div>
		その他 ADL/老研式指標 (IADL・社会参加・社会的役割) 転倒リスク/認知機能 (CPS)	IADL/転倒リスク	IADL: 必須5項目 オプション0項目 転倒リスク: 必須1項目 オプション0項目
	「社会資源」等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等への参加頻度 たすけあいの状況 等 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等への参加頻度 たすけあいの状況 地域づくりの場への参加意向 (担い手として/参加者として) 主観的幸福感 等 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等への参加頻度 たすけあいの状況 地域づくりの場への参加意向 (担い手として/参加者として) 主観的幸福感
	その他			<ul style="list-style-type: none"> 認知症にかかる相談窓口の認知度
標準的な実施方法		解説や案内なし	「実施の手引き」の提示	
見える化システムへの登録		なし	あり (標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり (標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答)

Q2 ニーズ調査を活用した介護予防等の「取組と目標」の進捗管理とは、どのような考え方ですか？

- A 第7期介護保険事業計画から、介護予防、自立支援、重度化防止等（以下「介護予防等」という。）の取組と目標が必須記載事項となり、第8期計画は、第7期の自己評価を踏まえて作成する必要があります。
- ニーズ調査の結果は地域の実情を定量的に表す貴重なデータであり、これを介護予防等の取組と目標に係る効果の把握に活用することでよりよい進捗管理につながると考えます。そのための考え方と例を、8期計画の介護予防等の「取組と目標」設定の手引きを示しています。
- 手引きでは、ニーズ調査を活用した「取組と目標」の進捗管理として、地域への影響の確認と、参加者への影響の確認に活用する方法を提示しています。

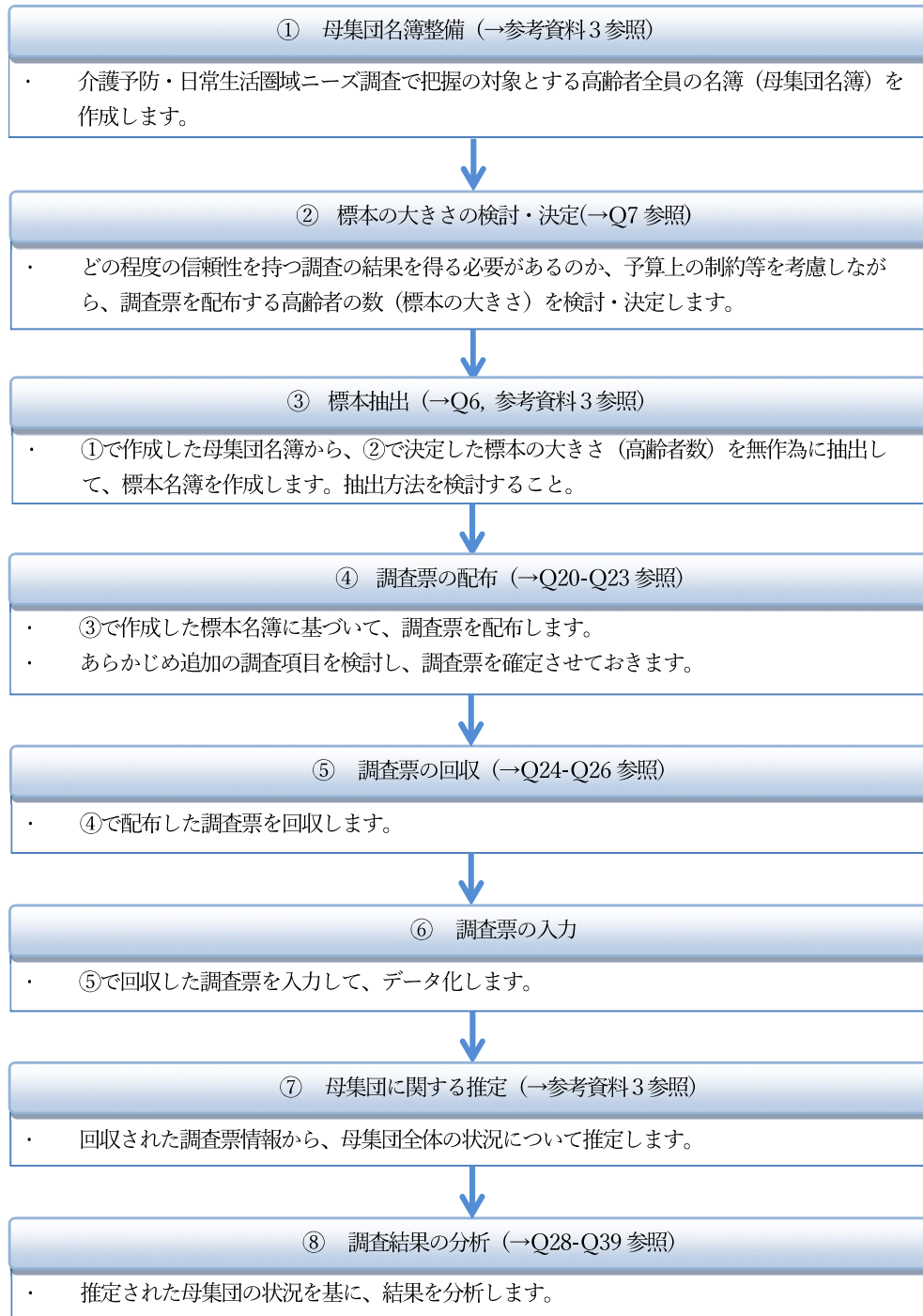
図表 2 地域マネジメントの一環としての第8期計画の作成フロー



Q3 ニーズ調査を実施するためのプロセスはどのような流れですか？

A 一般的に、ニーズ調査のような統計調査は、次のような流れで実施します。以下では、各プロセスにおいて留意していただく内容について記述していますので、ニーズ調査の設計を行う際の参考としてください。

図表 3 調査のプロセス

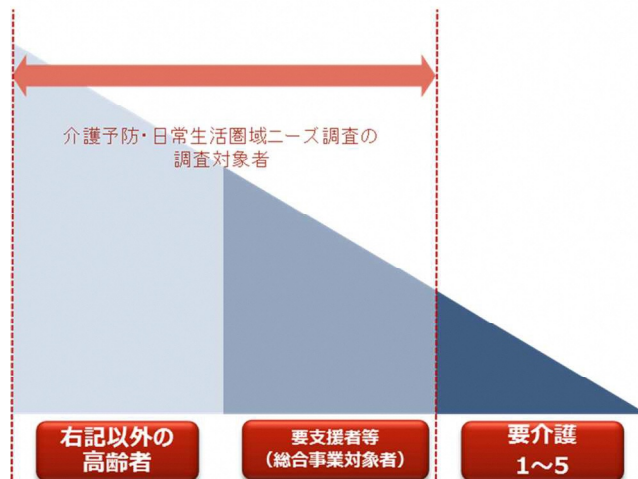


Ⅱ. 調査対象者の設定

Q4 調査対象者はどのような状態の方ですか？

A ニーズ調査の調査対象者は、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者です。

図表 4 ニーズ調査の調査対象者

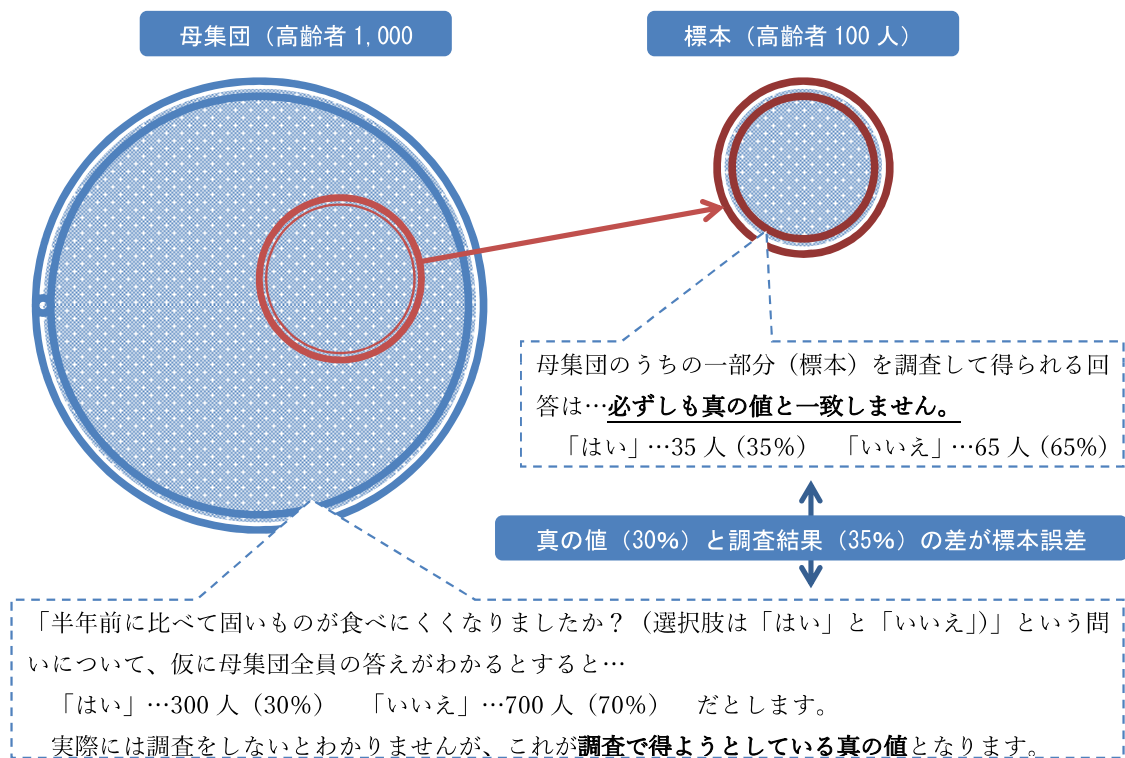


1. 住民全員（悉皆）か、サンプル（標本抽出）か

Q5 標本調査とはどのような考え方ですか？

- A 標本調査とは、把握の対象とする者全員（母集団）の一部を調査した結果から、母集団全体の状況を推定する統計手法です。ニーズ調査を標本調査として実施する場合、調査対象となる高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者）のうち、一部に対して調査を行い、その結果から地域の高齢者全体の状況を推定することとなります。

図表 5 標本調査の考え方



一部を調査した結果から、全体の状況を推定することになるため、得られる結果には誤差（標本誤差）が含まれます。このため、信頼できる調査結果を得るためには、一定以上の件数の回答を得ることが必要となります。詳しくは、Q7を参照してください。

Q6 どのようにサンプリング（標本抽出）をしたらよいですか？

A 把握の対象とする高齢者全員の名簿（母集団名簿）から、調査の対象とするサンプル（標本）の大きさ分の高齢者を無作為に抽出して名簿（これを、「標本名簿」と呼びます）を作成します。母集団名簿から高齢者を無作為に抽出する一般的な方法としては、「単純無作為抽出法」と「層化無作為抽出法」があります。それぞれの長所・短所は次のとおりです。

図表 6 標本抽出の方法

	単純無作為抽出法	層化無作為抽出法
概要	・ 母集団名簿全体から標本の大きさ分の高齢者を無作為に抽出する方法	・ 母集団名簿をいくつかの属性に区分し、属性の区分（層）ごとに標本の大きさ分の高齢者を無作為に抽出する方法
長所	・ 手間が少なく簡便に実施することができる。	・ （単純無作為抽出法と比較して）信頼性の面で多少優れる。 ・ 特定の属性（例えば、後期高齢者、要支援 1・2 等）について詳細に把握したいなどの目的に向く。
短所	・ （層化無作為抽出法と比較して）信頼性の面で多少劣る。 ・ 特定の属性（例えば、後期高齢者等）について詳細に把握したいなどの目的には向かない。	・ （単純無作為抽出法と比較して）実施に手間がかかる。

詳しい手順については、参考資料3を参照してください。

Q7 どのくらいのサンプル数（標本数）が必要ですか？

- A 信頼できる調査結果を得るためには400件程度の回答が必要です。回答の回収率も考慮して、配布する件数（これを、「サンプル数（標本数）」と呼びます）を検討してください。
- なお、上記の件数は分析する単位ごとに必要なことに留意してください。すなわち、日常生活圏域別に分析する場合は、各圏域において400件程度の回答が必要になります。このほか、属性ごは、性別、年齢（2区分又は8区分）、総合事業対象者等への該当状況による区分（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・要支援2）などがあります。

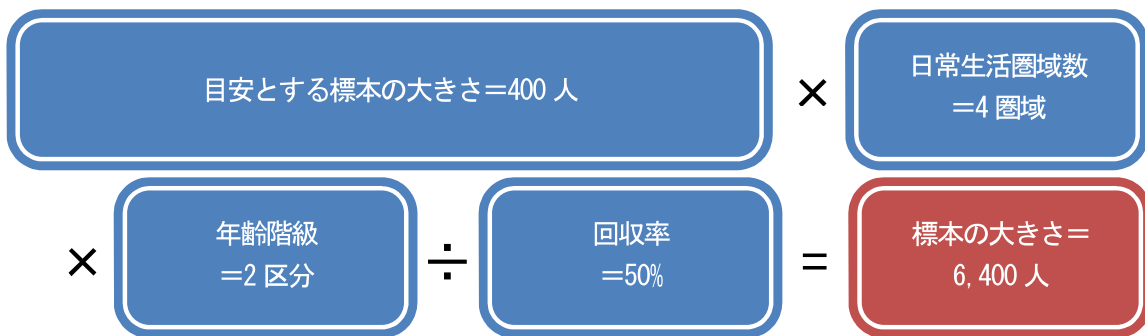
(例1) 日常生活圏域別に分析する場合

仮に日常生活圏域が4圏域ある市町村の場合で、調査の回収率を50%と想定した場合には、以下のように標本の大きさを算出します。



(例2) 日常生活圏域別、年齢階級別に分析する場合

仮に日常生活圏域が4圏域ある市町村の場合で、年齢階級を前期高齢者と後期高齢者の2区分、調査の回収率を50%と想定した場合には、以下のように標本の大きさを算出します。



Q8 標本抽出で調査を行った結果から、地域の高齢者全体の状況を把握することはできますか？

- A 標本抽出で調査を行った場合、母集団（把握の対象とする高齢者全員）に関する推定を行うことで、地域の高齢者全体の状況を把握することが可能となります。具体的な手順については、参考資料3を参照してください。

2. 調査対象者の総合事業該当者等への該当状況による区分

Q9 総合事業対象者等への該当状況は、どのように区別したらよいですか？

- A 要支援認定を受けている・受けていないで区別し、受けていない場合、さらに総合事業対象者が否かで区別してください。
- 標本名簿と回答を照合できる前提で、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者の区分をはじめとする基本属性は標本名簿から取得することとして調査票を設計しています。もし市町村事情で照合できない場合は、分析に必要な基本属性についての調査項目を加えてください。

3. 調査項目の選定

Q10 必須項目及びオプション項目は具体的にはどのような内容ですか？

- A 必須項目の設問内容は図表 7、設問内容ごとのオプション項目は図表 8 のとおりです。参考資料1に必須項目+オプション項目の調査票、参考資料2に必須項目+オプション項目の設問の意図を記載していますので参照してください。

図表 7 必須項目

NO	設問内容	設問数	設問内容の意図
問1	あなたのご家族や生活状況について	3	基本情報
問2	からだを動かすことについて	7	運動器機能の低下・転倒リスク・閉じこもり傾向を把握
問3	食べることについて	4	口腔機能の低下・低栄養の傾向を把握
問4	毎日の生活について	6	認知機能の低下、IADL の把握低下
問5	地域での活動について	3	ボランティア等への参加状況・今後の参加意向
問6	たすけあいについて	4	うつ傾向を把握
問7	健康について	6	知的能動性・社会的役割・社会参加の状況等を把握
問8	認知症にかかる相談窓口の把握について	2	認知症に関する相談窓口の認知状況を把握

図表 8 オプション項目

NO	設問内容	オプション項目
問1	あなたのご家族や生活状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・介助が必要になった原因 ・主な介護・介助者の状況（高齢者との関係、年齢） ・住まいの状況
問2	からだを動かすことについて	<ul style="list-style-type: none"> ・外出を控えているか否かとその理由 ・外出の際の交通手段
問3	食べることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・むせることがあるか ・口の渇きが気になるか ・歯磨きの状況 ・噛み合わせの状況 ・入れ歯の手入れ状況 ・体重の減少
問4	毎日の生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号を調べて電話をかけるか ・今日の日付がわからない時があるか ・年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか 等
問5	地域での活動について	—
問6	たすけあいについて	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は ・友人・知人と会う頻度 ・この1か月間、何人の友人・知人と会ったか ・よく会う友人・知人との関係
問7	健康について	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒の頻度
問8	認知症にかかる相談窓口の把握について	—

<参考>

ベンチマーク指標の評価基準としては、以下の6つの基準を考慮する必要があります。必須項目は、第5期・第6期の日常生活圏域ニーズ調査の調査項目をベースとして、有識者・市町村等の関係者から以下の6つの基準に関して情報収集を行い、検討を行った上で作成されたものですが、今後地域包括ケア「見える化」システムへのデータ送付によりデータを全国の市町村から収集・蓄積し、分析していくプロセスで調査項目・選択肢・各種リスクの算出方法を将来的に更新する可能性があります。

正確性	指標としての信頼性と妥当性からなる。信頼性とは、市町村間信頼性、(異時点間)再現性の高さであり、妥当性は測定したい対象をとらえている度合い
内容的代表性	評価しようとする上で概念の要素の大きな部分を包含し、その概念を代表して捉えるのに相応しい度合い
社会的受容性	「社会」には、介護保険担当の行政職や施設の職員、議員やマスコミ、一般市民・国民などの立場が含まれる。その指標を用いることが受け入れられるか、その指標の意味がわかりやすいかなど、社会から広く受容されやすい度合い
学術的重要性	学術的・科学的にみて新規性があること、また介護予防に向けての機序などを学術的・科学的に考えた際の価値や重要性の度合い
介入可能性	市町村の政策決定者などの立場で考えた場合、3年程度の期間で介入により変化させることが可能であるかの度合い
入手容易性	指標作成に必要なデータ入手の容易性の度合い

(住所)

「Urban HEART の枠組みを活用した介護予防ベンチマーク指標の開発」(医療と科学 2014;24(1)35-45)

Q11 問5に「([介護予防のための通いの場等について各市町村が使っている名称(通いの場が何種類かある場合は列挙する)を入れる) など) 介護予防のための通いの場」が追加されたのはなぜですか。

- A 高齢者の社会参加活動の状況を把握するために、通いの場の活動についても、明示的に地域での活動の1つとして把握することが適当ではないかとの指摘が一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会でもあったことから、追加したものです。
市町村が推進している通いの場について、調査対象者が回答しやすいよう、括弧内に各市町村が使っている名称を入れてください。

Q12 「問8 認知症にかかる相談窓口の把握について」が新設されたのはなぜですか。

- A 「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)において「認知症の種類別窓口について、関係者の認知度2割増加、住民の認知度1割増加」がKPIとして設定されました。その達成状況を定期的に把握するため、ニーズ調査する機会を活用して、認知症に関する相談窓口の認知度を調査することとしました。

Q13 地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する予定ですが、調査項目の順番、設問文、選択肢を独自に改変してもよいですか？

- A 必須項目及びオプション項目は、設問文や選択肢を独自に改変すると、地域包括ケア「見える化」システムへの登録による他保険者と比較ができなくなるので、登録を予定している場合には、例示した調査票の文言をそのまま利用してください。
調査項目の順番は、変更しないことが望ましいですが、入れ替えても調査結果に影響せず比較可能と考えます。なお、「見える化」システムに掲載するための入力の際には、提示している調査票の調査項目順に入れ替え直す必要があるのをご注意ください。

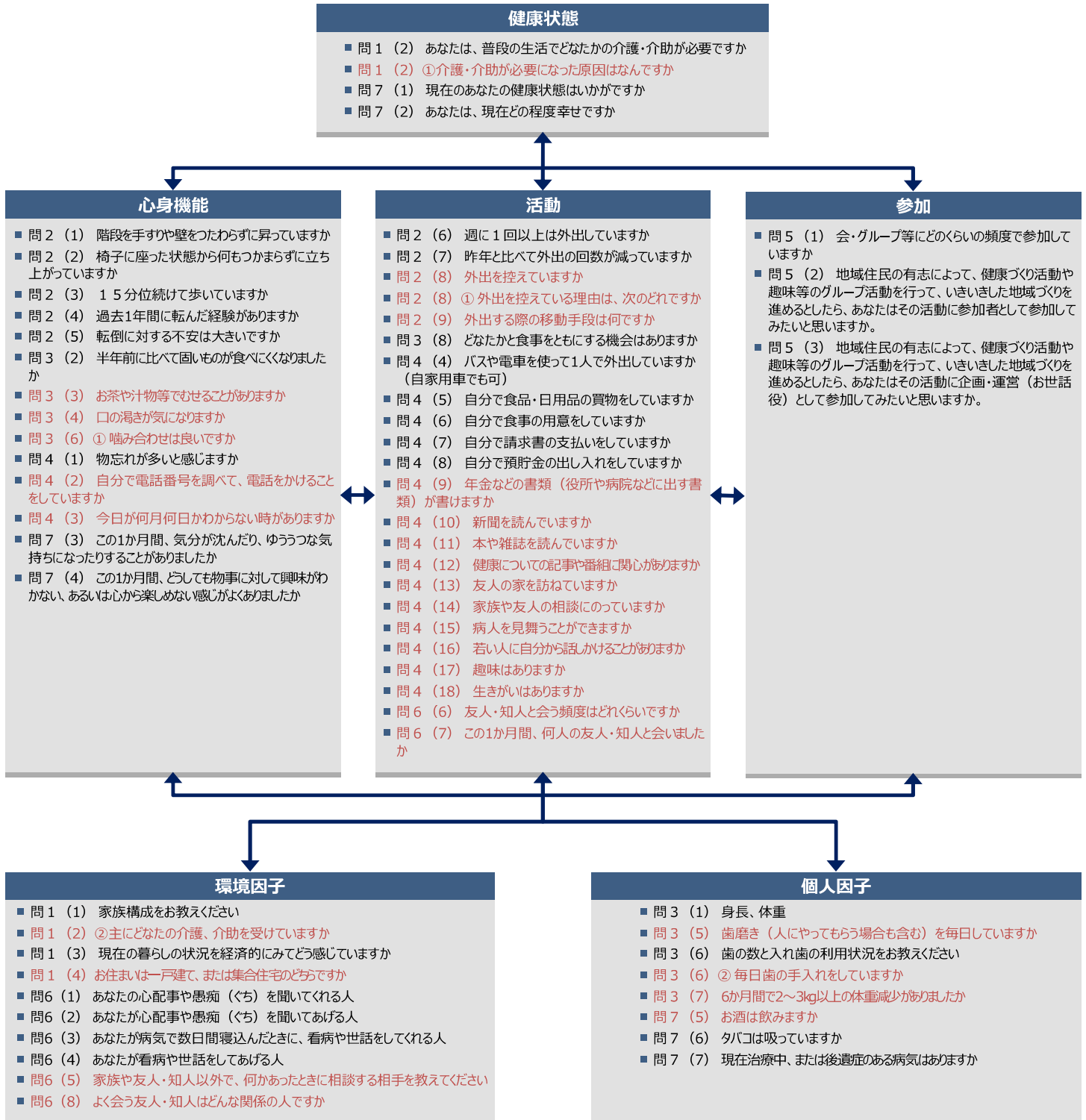
Q14 地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録する場合には必須項目及びオプション項目の設問文の改変は不可とのことですが、我が市では地域包括支援センターを「〇〇介護相談センター」と通称を付けており、そう書かないと通じないため、調査票で文言を「〇〇介護相談センター」に改変して調査します。この場合は、調査の内容や選択肢が変わるわけではないので、地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録してもよいですか。

- A 登録してよいです。

Q15 ニーズ調査の各調査項目の間には、どのような関係があるのですか？

A ニーズ調査の調査項目を、「ICF の構成要素間の相互作用の図」を利用するとおおまかに図表 9 のような関係性に整理できますので、調査結果について、さらに項目と項目の関係性を分析していく際には、このイメージも参考にしてください。

図表 9 ニーズ調査の調査項目間の関係性



Q16 調査項目はどのように選定すべきですか。

- A ニーズ調査の必須項目は全項目を実施します。必須項目に加えて、各保険者で把握したい情報に基づき、オプション項目やその他の独自項目を追加することを検討してください。
- ニーズ調査を介護予防等の取組の進捗管理のために活用しようとする場合、「介護予防等の取組と目標」「各事業・施策」の目標の中から、ニーズ調査で「どの目標」の「達成状況」を確認するかを決定し、達成状況を確認できるような項目とするよう、十分に検討を行い、必要があれば調査項目を追加してください。

Q17 ニーズ調査で、介護予防等の取組の参加者への影響を確認したいのですが、調査項目の追加は必要ですか？

- A 「参加者への影響」を把握するには、「参加の前・後」、「参加した人・していない人」、「参加した人・地域の平均」のいずれかでデータを比較する方法が考えられます。どの場合でも、あらかじめ、データを取組への参加者とそれ以外の者に分けるための処理をしておく必要があります。
- 詳しくは、介護予防等の「取組と目標」設定の手引きの2（4）を参照してください。

4. 調査の実施時期

Q18 ニーズ調査の実施時期はいつですか？

- A 3年に一度、計画作成の前年、8期恒策定に向けては平成31（令和元）年度中に調査を行うことが基本となります。なお、継続的な把握のために毎年度実施するなど保険者の活用目的に応じて適宜実施することは可能です。

Q19 3年間かけてニーズ調査を実施してデータを集めてもよいですか？

- A 3年に一度全体調査を行うことが望ましいですが、一度に地域の高齢者全員に対して調査を実施することが難しい場合、各年度で調査対象者を変え、3年間をかけてデータを取得していくという方法も考えられます。ただし、この方法を選択する場合には、各年度において必要なサンプル数（Q7参照）を確保する必要があることと、調査年によって、取組の影響が生じている度合いが異なると考えられることに留意してください。

5. 調査票の配布

Q20 調査票回収後の標本名簿との照合について、どのように準備すればよいですか。

- A 必須項目及びオプション項目並びに調査票は、標本名簿から取得可能と考えられる高齢者の基本的な属性（居住している日常生活圏域、性別、年齢等）について、調査で把握するのではなく標本名簿から取得することを前提として設計しています。そのため、調査票の回答結果は標本名簿と照合できるようにしておく必要があります。具体的な方法の例は参考資料3の②です。なお、標本名簿と調査票が照合できる状態は、個人が特定されている情報となりますので、取り扱いに留意をお願いします。
- 一方で、市町村の事情によって、標本名簿と照合可能な形式で調査票を配布することが困難である等の場合には、あらかじめ調査項目に入っていない高齢者の基本的な属性（住所、性別、年齢、「一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2の別」）のうち調査結果の分析に必要な項目を、調査項目に加える（又は調査票に印を付ける等）必要があります。そのほかの留意事項は参考資料3の②です。

Q21 標本となった高齢者が後に要介護認定を受けたかどうか等、介護予防の取組の効果を調査後に検証するためは、どのように準備すればよいですか。

- A 今後、標本となった高齢者が後に要介護認定を受けたかどうか等、介護予防の取組の効果を調査後に検証する取組がより求められるようになります。そのような取組を予定している場合には、調査結果と個人が照合できるよう、調査票と被保険者番号を含む標本名簿を照合可能としたものを作成し、保存しておく必要があります。

Q22 調査の同意取得は、どのようにすればよいですか？

- A 調査票（参考資料1）2ページにて、図表10のとおり、個人情報の保護および調査結果の活用目的について示したうえで調査に同意を取れるようにしています。

図表 10 個人情報の取り扱いに関する記載の例

個人情報の取り扱いについて
個人情報の保護および活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。 なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見させていただきます。
【個人情報の保護および活用目的について】 ・この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、市町村による介護保険事業計画策定と効果評価の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、市町村内で適切に管理いたします。 ・ただし、介護保険事業計画策定時および効果評価時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市町村外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析することがあります。

Q23 調査に回答したくないと問い合わせがあった場合、どのように対応すべきですか？

- A 調査の趣旨が適切に伝わっていない可能性があります。あらためて、調査の趣旨や活用の目的について説明してください。

6. 調査票の回収

Q24 回収率は、最低、どれくらいが必要でしょうか？

- A 回収率が高いほど調査結果を信頼できるので、できる限り回収率を高めてください。なお、回収率の基準はありません。また、回答の件数の観点から、信頼できる調査結果を得るためには、Q7に記載の通り、分析を行う単位ごとに400件程度の回答が必要となります。

Q25 回収率を上げるためには、どのような工夫が考えられますか？

- A 回収率を高めサンプル数を増やすことで、分析の精度が高まると考えられます。調査対象者に対して督促を行うことで、回収率を上げることができます（督促を行うと回収率が14%高くなったという研究があります）。例えば、~~×~~切の前ハガキによりリマインドを送付する、あるいは電話により個別に回収を促すことは有効な方法ですので、できるだけ実施してください。

Q26 回答がなかった方には、どのように対応すべきですか？

- A 回答がなかった方には、例えば、認知症である、文字を書くことができない、等の要因がある可能性があります。また、このような要因の検討を通して、調査の実施における課題が見つかる可能性もあります。回答のなかった要因について可能な範囲で確認を行うことが望ましいです。

7. 調査結果の地域包括ケア「見える化」システムへの登録

Q27 調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録するメリットは何ですか？

- A ニーズ調査の結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することで、自地域のデータの経年比較を行うことが可能になるとともに、他地域のデータとの地域間比較を行うことが可能となります。また、地域包括ケア「見える化」システムに登録されている、介護保険に関連する情報ははじめとした、地域包括ケアシステムの構築にあたって重要な様々な情報と組み合わせて分析を行うことにより、地域の状況をより詳しく把握することができます。

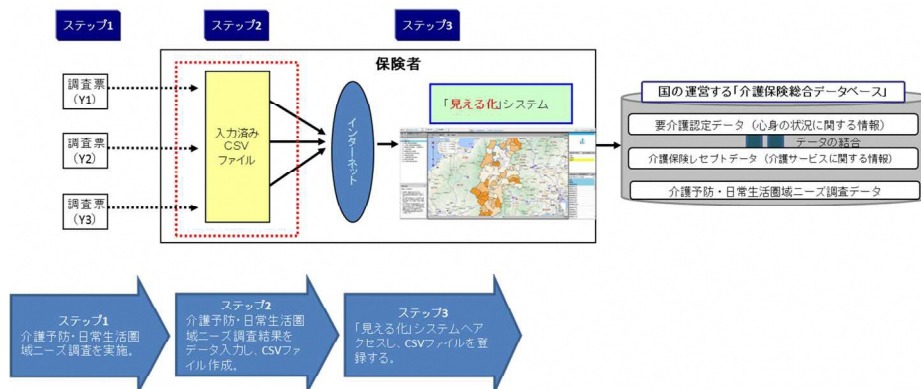
Q28 調査結果はどのように整理すればよいですか？

- A 地域包括ケア「見える化」システムに登録するための「データ送信用ファイル 入力仕様書」が別途提示される予定です。これに従って、調査結果を入力したCSVファイルを作成し、「見える化」システムへの登録を行ってください。なお、例示している調査票（オプション項目含む。）の設問文・選択肢を少しでも修正して実施した調査の結果は、地域包括ケア「見える化」システムへ登録をしないようにしてください。

Q29 調査結果はどのように地域包括ケア「見える化」システムに登録できますか？

- A 地域包括ケア「見える化」システムへのデータ送付方法の概要は以下の通りです。

図表 11 地域包括ケア「見える化」システムへのデータ送付方法



地域包括ケア「見える化」システムへのニーズ調査の調査結果の登録は、自治体職員用のアカウントを用いて行うことが可能です。自治体職員用のアカウントでログインを実施した後、利用マニュアルの【システム操作編①】第3章「③日常生活圏域ニーズ調査データを登録しましょう」を参照して、調査結果の登録を行ってください。

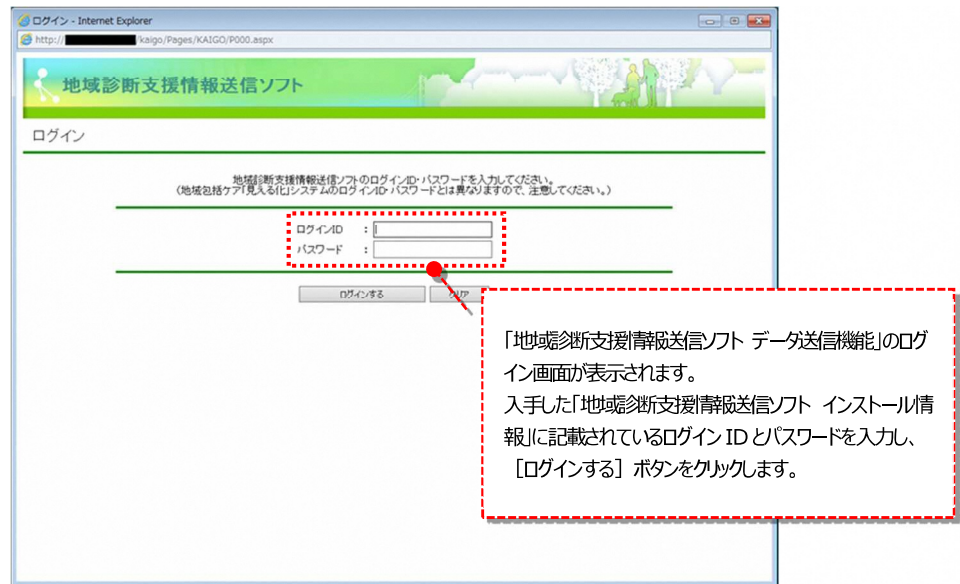
図表 12 調査結果の「見える化」システムへの登録の概要

【利用マニュアルの取得】

【介護予防・日常生活圏ニーズ調査データ登録】



(次ページに続く)



「利用マニュアル」に記載の手順に従って、登録を進めてください

(住所：地域包括ケア「見える化」システム)

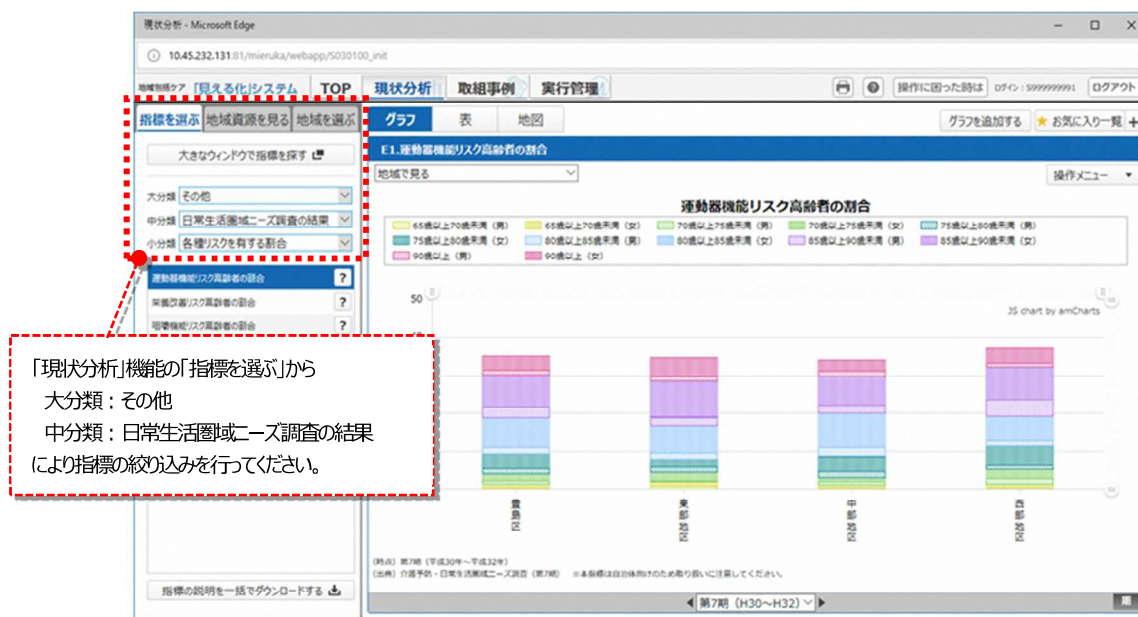
8. 調査結果の活用

(1) 調査結果の活用全般に関すること

Q30 他保険者の調査結果を地域包括ケア「見える化」システムで閲覧するには、どうしたらよいですか？

- A 他保険者の調査結果を地域包括ケア「見える化」システムで閲覧するには、自保険者の調査結果が登録してある必要があります。Q29の手順に従って、地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を登録した後、「現状分析」機能から「日常生活圏域ニーズ調査の結果」に関する指標を選択し、時系列分析や地域間比較を行ってください。

図表 13 地域包括ケア「見える化」システムにおけるニーズ調査指標のグラフィイメージ



(出所：地域包括ケア「見える化」システム)

Q31 地域包括ケア「見える化」システムには、ニーズ調査以外の指標もありますか？

- A 平成30年度末時点において、地域包括ケア「見える化」システムの現状分析機能では、認定率や給付等の介護保険に関する主要指標が閲覧可能ですが、利用するデータソースの限界から、日常生活圏域別に閲覧できる指標は主に「人口」や「世帯」に関する指標に限られています。現在閲覧可能な「F1 週1回以上の通いの場の参加率」以外にも、今後、総合事業に関する指標等も順次追加されていく見込みですので、適宜併用して活用してください。

Q32 地域包括ケア「見える化」システムには、事例が掲載されていますか？

A 地域包括ケア「見える化」システム上には、厚生労働省で実施している様々な調査研究事業から抽出した先進事例を掲載していますので、適宜活用してください。

図表 14 地域包括ケア「見える化」システムの「取組事例」のイメージ



(住所：地域包括ケア「見える化」システム)

Q33 「物忘れが多い」と感じる方とそうでない方の外出頻度の違いなど、状態に応じた傾向を分析したいのですが？

A 傾向を確認したい状態に関する調査項目の回答データを絞り込むことによって、状態に応じた傾向を把握することが可能です。例えば、「物忘れが多い」と感じる方の傾向を確認したい場合には、回収した調査票のうち、「問4（1）物忘れが多いと感じますか」で「1：はい」を選択している調査票に限定をした分析と、「2：いいえ」を選択している調査票に限定した分析を行い、両者を比較することにより、「物忘れが多い」と感じる方の傾向を把握することができます。

図表 15 クロス集計の例

		問4（1）物忘れが多いと感じますか	
		1.はい	2.いいえ
問2（6） 週に1回以上は 外出していますか	1. ほとんど外出しない	●人	○人
	2. 週1回	■人	□人
	3. 週2~4回	▲人	△人
	4. 週5回以上	◆人	◇人

また、参考資料2の「設問の意図」欄で、●●と△△の関連性…と解説している項目は、このような方法で分析を行うことも想定しています。

(3) その他の分析例

Q34 調査結果の年齢階級別の比較とはどのようなことですか？

A 調査結果を年齢階級別に比較することで、年齢に応じた状態の変化を概観することができます。例えば、認知機能の低下を問う設問である「問4 毎日の生活について」の「（1）物忘れが多いと感じますか」で、「1. はい」を選択した割合を年齢階級別に比較した場合、年齢階級が高くなるほど「1. はい」が選択された割合が高くなるのであれば、当該地域では、年齢が上がるほど認知機能が低下する傾向が出ていると分析することができます。

Q35 先行研究で分かっていることには、例えばどのようなことがありますか？

A 先行研究を参考資料5として添付しています。調査項目の組み合わせ方を参考にして、自地域の調査結果においても項目間に関連性が見られるか、確認をしてみましょう。

Q36 運動器機能の低下を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？

A 以下の5つの設問のうち、3問以上、該当する選択肢（下の表の網掛け箇所）が回答された場合は、運動器機能の低下している高齢者になります。

NO	設問内容	選択肢
(1)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(3)	15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
(4)	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
(5)	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

Q37 口腔機能の低下を確認するためには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？

A 以下の3つの設問のうち、2設問に該当した場合は、口腔機能の低下している高齢者になります。

問3 食べることについて

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか (必須項目)

(3) お茶や汁物等でむせることがありますか (オプション項目)

(4) 口の渇きが気になりますか (オプション項目)

Q38 低栄養の傾向を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？

A 「問3 食べることについて」の「(1) 身長・体重」が、低栄養の傾向を問う設問です。具体的には、身長・体重から算出されるBMI (体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)}) が18.5以下の場合、低栄養が疑われる高齢者になります。低栄養状態を確認する場合は、オプション項目にある設問のうち、体重の減少傾向を把握する「6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」も併せて確認し、2設問とも該当した場合は、低栄養状態にある高齢者になります。

Q39 認知機能の低下を確認するには、どの調査項目を閲覧すればよいですか？

A 「問4 毎日の生活について」の「(1) 物忘れが多いと感じますか」で、「1. はい」に該当する選択肢が回答された場合、認知機能の低下がみられる高齢者になります。